

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2050号

平成21年 3 月24日火曜日 第2050号

◇ 目 	
規則	
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を	
改正する規則	254
告 示	
愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開	
示請求をすることができる個人情報の一部改正	254
県営土地改良事業の換地処分	255
保安林予定森林	255
漁業免許の内容等の公示	256
県指定登録機関の指定	256
指定事務所登録機関の指定	256
道路の区域変更(県道今治丹原線)	257
道路の供用開始 (")	257
道路の供用開始(県道朝倉伊予桜井停車場線)	257
道路の供用開始(県道鈍川伊予大井停車場線)	257
道路の区域変更(県道桜井山路線)	258

道路の供用開始 (")	258
道路の区域変更(県道湯	山高縄北	条線)	258
道路の区域変更(県道興	居島循環	線)	259
土地改良区の管理規程の	認可		259
道路の区域変更(県道鳥	井喜木津	線)	260
道路の供用開始 (")	260
道路の区域変更(県道野	佐来八幡	浜線)	260
道路の供用開始 (")	260
道路の供用開始(県道内	子双海線)	261
道路の供用開始(県道宇	和島城辺	線)	261
	人事委員	員会規則	
職員の臨時的任用に関す	る規則の	一部を改正する規則	261
	人事委員	全 会告示	
愛媛県個人情報保護条例	第27条第	1項の規定による口頭による開	
示請求をすることができ	る個人情	報の一部改正	262

規 則

○愛媛県規則第11号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2(表)試験を必要とする項目の項中「1,1 ジクロロエチレン、シス 1,2 ジクロロエチレン」を「シス 1,2 ジクロロエチレン及びトランス 1,2 ジクロロエチレン」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 398 号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正 後	改 正 前
口頭による開示請求をするこ	口頭による開口頭による開示	口頭による開示請求をするこ 口頭による開口頭による開示
とができる個人情報の内容	示請 求 を す る 請求をすること	とができる個人情報の内容 示請 求を する 請求をすること
試 験 等 の 開示する内容	ことができる ができる場所	試験等の 開示する内容 ことができる ができる場所
名称	期間	名称 期間
愛媛県職試験種目別得	省略	愛媛県職試験種目別得 省略

	1		i i
員(選考	点、合計得点、		
職)採用	順位並びに一定		
試 験	の基準に達しな		
	い試験種目及び		
	検査種目名		
愛媛県臨	試験種目別得	省略	
時職員採	点、合計得点 <u>、</u>		
用試験	順位及び一定の		
	基準に達しない		
	試験種目名		
省略			
省略			

員(選考	点、合計得点及		
職)採用	び順位		
試 験			
愛媛県臨	試験種目別得	省略	
時職員採	点、合計得点及		
用試験	び順位		
省略			
愛媛県立	一般入学試験に	合格発表の日	愛媛県立歯科技
歯科技術	あっては科目別	から1月間	<u>術専門学校</u>
専門学校	得点及び総合得		
入学試験	点、推薦入学試		
	験にあっては小		
	論文の得点及び		
	総合得点		
省略			

○愛媛県告示第 399 号

平成21年3月13日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区 (徳の森工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改 良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する 同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 400 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 松山市熊田乙 229 の 2
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 熊田乙 229 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市大保木字鳶寄乙8の1、乙8の2

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字鳶寄乙8の1・乙8の2(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市丸野字水吞5367、5368、5371から5376まで、5378の2、 5379、5380

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字水呑5367・5371・5378の2・5379(以上4筆について、 次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市荒川字コジキガ谷甲11の1、甲13の1、甲13の2、字 笹ノウ子甲14の1、甲14の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ブ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字コジキガ谷甲11の1・甲13の1・字笹ノウ子甲14の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 401 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき区 画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件
 - (1) ア 免許番号 宇特区第 348 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖 業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市戸島地先
- 労漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれ た区域

基点 A 宇和島市戸島赤崎標識

点 ア Aから 125 度 325 メートルの点

イ Aから 135 度 510 メートルの点

ウ Aから 106 度 690 メートルの点

- エ Aから91 5度 560 メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市戸島 エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (2) ア 免許番号 宇特区第 349 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖 業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市嘉島地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線並びにケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識

B 宇和島市嘉島中碆標識

点 ア Aから 200 度50メートルの点

イ Aから 200 度 860 メートルの点

ウ Bから 200 度 750 メートルの点

エ Bから 200 度40メートルの点

オ Aから 200 度 320 メートルの点

カ Bから 200 度 200 メートルの点

キ Bから 200 度 300 メートルの点

ク Aから 200 度 420 メートルの点

ケ Aから 200 度 570 メートルの点

コ Bから 200 度 450 メートルの点

サ Bから 200 度 600 メートルの点

シ Aから 200 度 710 メートルの点

- ウ 地元地区 宇和島市戸島
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 2 免許予定日

平成21年8月1日

3 申請期間

平成21年3月24日から平成21年6月30日まで

4 存続期間

平成21年8月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第 402 号

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の20第1項の規定によ

り、県指定登録機関を次のとおり指定した。

平成21年 3 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 名称及び住所

社団法人愛媛県建築士会

愛媛県松山市二番町四丁目1番地5

2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地 愛媛県松山市二番町四丁目1番地5

3 二級建築士等登録事務の開始の日 平成21年4月1日

○愛媛県告示第 403 号

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条の3第1項の規定によ

り、指定事務所登録機関を次のとおり指定した。

平成21年 3 月24日

1 名称及び住所

社団法人愛媛県建築士事務所協会 愛媛県松山市二番町四丁目1番地5

2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地

愛媛県松山市二番町四丁目1番地5

3 事務所登録等事務の開始の日 平成21年4月1日

○愛媛県告示第 404 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		今治市神宮字御池甲120番 1 から 同市矢田字大坪甲316番 2 まで		旧	メートル 1.7~ 5.0	キロメートル 0.748	
一般 県 道 今治丹原線		今治市神宮字御池甲120番1から同市矢田字大坪甲316番2まで		新	14 5 ~ 60 8	0 .730	

○愛媛県告示第 405 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市神宮字御池甲 同市矢田字大坪甲316						平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 406 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	朝倉伊予	予桜井傳	亭車場線	今治市朝倉北 同市朝倉北甲							平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 407 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

道路の種類)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
	県	道	鈍川伊 う	予大井保	亭車場線	今治市玉川町中							平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 408 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		今治市郷新屋敷町三丁目409番地4から 今治市郷新屋敷町三丁目408番地2まで	旧	メートル 72~82	キロメートル 0 .037	
		今治市郷新屋敷町三丁目409番地4から	新	13.0~14.0	0 .037	
一般県道	桜井山路線	今治市郷新屋敷町三丁目408番地2まで 今治市郷新屋敷町三丁目402番地4地先から	(M) 13 2 11 2 0 25			
		今治市郷新屋敷町四丁目395番地5まで	IB	6.0~ 8.0	0 .194	
		今治市郷新屋敷町三丁目402番地4地先から 今治市郷新屋敷町四丁目395番地5まで	新	14 .0 ~ 25 .4	0 .194	

○愛媛県告示第 409 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 σ) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
ı=	Ķ	41)/	/ 	<i>L</i> ☆	今治市郷新屋敷 同市郷新屋敷町							₩#21Æ 2 ₽24₽
県	道	女	: 井山路	涿	今治市郷新屋敷 同市郷新屋敷町							- 平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 410 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備	考
					松山市横谷乙440番69		旧	メートル 8 8~17 .7	キロメートル 0.045		
					16日1月19日2年10日09		新	13 5~26 D	0 .045		
	松山市横谷乙4		松山市塔公 <i>フ44</i> 0番71		IΒ	9 .7 ~ 13 .5	0 .057				
			松山市横谷乙440番71			新	11 8~29 4	0 .057			
県	道	湯山	高縄北	条線	松山市横谷乙273番 5 から		IΒ	5 .1 ~ 11 .6	0 .113		
214	7	780 11	1-01-6-10	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	同市横谷乙283番 2 まで		新	8 9~15 5	0 .113		
					松山市横谷乙297番3から		IΒ	6.0~ 9.8	0 .051		
	同市横谷乙296		同市横谷乙296番 5 まで		新	10 3~14 5	0 .051				
					松山市横谷乙287番4から		IΒ	0.8 ~ 0.6	0 .090		
					同市横谷乙286番 5 まで		新	10 6~12 9	0 .090		

○愛媛県告示第 411 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	椰兄自任理伯	松山市由良町乙283番6から	IΒ	メートル 5.0~15.5	キロメートル 0.094	
· 是	興居島循環線	同市由良町乙282番7まで	新	11 .0 ~ 24 .0	0 .094	

○愛媛県告示第 412 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、吉田町土地改良区の東蓮寺ダム(管理事務所、電気施設、通信施設及びその他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。)の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成21年3月24日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 1 貯水、放水又は取水に関する事項
- (1) 貯水に関する事項
 - ア ダムの満水位は標高31 6メートル、最低水位は標高12 3メートルとする。
 - イ かんがい用水のための利用は、標高12 3メートルから標高 31 6メートルまでの容量のうち、918 ,900 立方メートルを利 用して行うものとする。
- (2) 放水に関する事項
 - ア ダムに貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流するものとする。
 - (ア) 水位が満水位をこえるとき。
 - (イ) 堤体及びゲート等の点検整備を行う必要があるとき。
 - (ウ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。
 - イ 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著 しい変動を生ずると認めるときは、宇和島市、宇和島警察署 及び愛媛県に通知するとともに、一般に周知させるため必要 な措置をとらなければならない。
- (3) 取水に関する事項
 - ア 毎年1月1日から12月31日までをかんがい期間とする。
 - イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、1月1日から3月31日までにあっては毎秒0 496 立方メートル、4月1日から6月30日までにあっては毎秒0 496 立方メートル、7月1日から9月30日までにあっては毎秒0 496 立方メートル、10月1日から12月31日までにあっては毎秒0 496 立方メートルを基準とする。
 - ウ 水田用水のためのダムからの取水は、3月1日から10月31日までとし、しろかき期にあっては毎秒0.019立方メートル、それ以外の普通期にあっては毎秒0.013立方メートルを基準とする。
- 2 その他管理規程に記載されている事項
- (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項
 - ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、

管理のために必要な船舶及び車両並びにこれらの操作のため に必要な資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整 備を行わなければならない。

- イ 取水管ゲートは次の各号の一に該当する場合に限り、これ を操作するものとする。
 - (ア) かんがい用水及び水田用水を取水する必要があるとき。
 - (イ) 高畑川及び家ヶ谷川の自流水を放流する必要があるとき。
 - (ウ) 取水管ゲートの点検整備を行うとき。
 - (エ) その他やむを得ない理由により必要があると認められたとき。
- ウ 放流管ゲートの操作は、常に閉塞しておくものとし、次の 各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。
 - (ア) 高畑川及び家ヶ谷川の自流水を放流するため必要があるとき。
 - (イ) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる 必要があるとき。
 - (ウ) 放流管ゲートの点検整備を行うとき。
 - (エ) その他やむを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
 - ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水 警戒体制をとらなければならない。
 - (ア) 松山地方気象台から宇和島地方に対して暴風雨、大雨洪水警報が発せられたとき。
 - (イ) その他洪水が予想されるとき。
 - イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集して それぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらな ければならない。
 - (ブ) 関係の気象台、宇和島市、その他の機関との連絡並びに 気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
 - (4) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期 的変化を予測すること。
 - (ウ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、 整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要 な措置をとること。
 - ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県宇和島市に震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を 点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。
 - エ 管理者は、かんがい期間において、異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、南予用水土地改

良区連合理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置をと らなければならない。

- (3) その他施設の管理に関し必要な事項
 - ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期 的に観測しなければならない。
 - (ブ) **気象関係** 天気、気温、降雨量
 - (イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、越流量、取水量、注水量

- イ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項に ついて記録しなければならない。
 - (ア) 気象、水象、滞砂状況及び堤体の調査又は観測の結果
- (イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、 開度、及び取水量又は放流量
- (オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第 413 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		西宇和郡伊方町二名津661番 2 地先から 同町二名津17番地先まで	旧	メートル 3.1~11.5	キロメートル 0 .174	
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二名津661番 2 地先から 同町二名津17番地先まで 及び 西宇和郡伊方町二名津663番 2 から 同町二名津17番地先まで	新	3.1~11.5 及び 8.9~17.2	0 .174 及び 0 .10	

○愛媛県告示第 414 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	鳥	井喜木泽	聿線	西宇和郡伊方町 同町二名津17番 及 び 西宇和郡伊方町 同町二名津17番	地先まで 同町二名	聿663番2か					平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 415 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路線	名	X	間	II 万	日・新 引	敷址幅	也 の	延	長	備	考
				八幡浜市川之内 2 番耕地15番 7	7 地先から		ІВ	メートル	ν ~ 9.0	+ロメ- 0.0			
県	道	野佐来八帽	81斤4自	同市川之内 2 番耕地17番 4 地名	たまで		П	4 #	~ 9.0	0,0	57		
示	足	到性本八幅	1/共泳	八幡浜市川之内2番耕地15番1	2から		新	1.1	~ 14 D	0.0	57		
				同市川之内 2 番耕地17番 4 地名	たまで		孙	4 #	- 14 N	0 .0.	<i>) (</i>		

○愛媛県告示第 416 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

道路の種類	İ	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	Ī	野佐	来八幡	浜線	八幡浜市川之内 2 番							平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第 417 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	内	子双海	線	喜多郡内子町河							平成21年 3 月25日

○愛媛県告示第 418 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇和	印島城辺	卫線	南宇和郡愛南町同町僧都879番		5から					平成21年 3 月25日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 179

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年3月24日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

īF

者の氏名及び経歴を記載した書面(別表第1)によつて、人事

委員会の承認を求めなければならない。

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

者の氏名及び経歴を記載した書面(<u>様式第1号</u>)によつて、人事

委員会の承認を求めなければならない。

職員の臨時的任用に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 1)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

M E R	м п ы
(臨時的任用を行うことができる場合及びその手続)	(臨時的任用を行うことができる場合及びその手続)
1928条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ	第2条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ
人事委員会の承認を得て、現に職員(臨時的に任用された職員を	人事委員会の承認を得て、現に職員(臨時的に任用された職員を
除く。)でないものを臨時的に任用することができる。この場合	除く。)でないものを臨時的に任用することができる。この場合
において、第1号 <u>及び第2号</u> の規定により臨時的任用を行おうと	において、第1号の規定により臨時的任用を行おうと
するときは、その承認があつたものとみなす。	するときは、その承認があつたものとみなす。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
2 任命権者は、 <u>前項第3号</u> の臨時的任用を行おうとす	2 任命権者は、 <u>前項第2号及び第3号</u> の臨時的任用を行おうとす
るときは、当該任用を必要とする具体的理由、任用期間、従事さ	るときは、当該任用を必要とする具体的理由、任用期間、従事さ

せようとする職の名称、その職務内容、当該職に<u>就けようと</u>する せようとする職の名称、その職務内容、当該職に<u>つけようと</u>する

3 任命権者は、第1項第1号及び第2号の臨時的任用を行つたと きは、当該任用期間の最初の日の属する年度終了後、速やかに人 事委員会にその結果を報告するものとする。

愛

媛

(臨時的任用の期間の更新及びその手続)

第3条 省略

2 任命権者は、前項の臨時的任用の期間を更新しようとするとき 2 任命権者は、前項の臨時的任用の期間を更新しようとするとき は、更新しようとする期間、その具体的理由、当該職員の氏名及 び職名を記載した書面(<u>様式第2号</u>)によつて、人事委員会の承 認を求めなければならない。

樣式第1号(第2条関係) 臨時的任用承認請求書

<u>臨時的任用承認請求書</u>

省略

樣式第2号(第3条関係) 臨時的任用期間更新承認請求書

臨時的任用期間更新承認請求書

省略

(臨時的任用の期間の更新及びその手続)

第3条 省略

は、更新しようとする期間、その具体的理由、当該職員の氏名及 び職名を記載した書面(<u>別表第2</u>)によつて、人事委員会の承 認を求めなければならない。

別表第1

臨時的任用承認請求 (報告)書

省略

別表第2

臨時的任用期間更新承認請求 (報告)書

省略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成17年4月愛媛県人事委員会告 示第4号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正	後			改 正	前	
						1	
口頭による	開示請求をすることが	口頭による	口頭による	口頭による	開示請求をすることが	口頭による	口頭による
できる個人怕	青報の内容	開示請求を	開示請求を	できる個人作	情報の内容	開示請求を	開示請求を
試験の名称	開示する内容	することが	することが	試験の名称	開示する内容	することが	することが
		できる期間	できる場所			できる期間	できる場所
職員採用候	第1次試験不合格者	省略		職員採用候	第1次試験不合格者	省略	
補者(初級)	に係る試験種目別得			補者(初級)	に係る試験種目別得		
試験	点、合計得点 <u>、順位</u>			試験	点、合計得点 <u>及び順</u>		
	及び一定の基準に達				位		
	しない試験種目名						
	第2次試験受験者に	省略			第2次試験受験者に	省略	
	係る第1次試験の試				係る第1次試験の試		
	験種目別得点、合計				験種目別得点、合計		
	得点及び順位並びに				得点及び順位並びに		
	第2次試験の試験種				第2次試験の試験種		
	目 別 得 点 、 総 合 得				目別得点、総合得		
	点 <u>、総合順位並びに</u>				点 <u>及び総合順位</u>		
	一定の基準に達しな						
	い試験種目名及び検						
	<u>查種目名</u>						
職員採用候	第1次試験不合格者	省略		職員採用候	第1次試験不合格者	省略	
補者(上級)	に係る試験種目別得			補者(上級)	に係る試験種目別得		
試験	点、合計得点 <u>、順位</u>			試験	点、合計得点 <u>及び順</u>		

<u>'</u>	7成と「牛 3 万2年日		 717 116		₹2030 S	
	及び一定の基準に達			位		
	しない試験種目名					
	第2次試験受験者に	省略		第2次試験受験者に	省略	
	係る第1次試験の試			係る第1次試験の試		
	験種目別得点、合計			験種目別得点、合計		
	得点及び順位並びに			得点及び順位並びに		
	第2次試験の試験種			第2次試験の試験種		
	目別得点、総合得			目別得点、総合得		
	点、総合順位並びに			点 <u>及び総合順位</u>		
	一定の基準に達しな					
	<u>い試験種目名及び検</u> 査種目名					
小午港道聯	第 1 次試験不合格者	省略	小午港道聯	—————————————————————————————————————	省略	
少年補導職員採用候補	第二次試験が言格者 に係る得点、順位並		少年補導職員採用候補	第1次試験不合格者 に係る得点及び順位	自哈	
者試験	びに一定の基準に達		者試験	にほる母無及び順位		
	しない試験種目名及					
	び検査種目名					
	第2次試験受験者に	省略		第 2 次試験受験者に	省略	
	第2次試験支験首に 係る第1次試験の得			第2次 武級 支級 省に 係る第1次試験の得		
	点及び順位並びに第			点及び順位並びに第		
	2 次試験の試験種目			2 次試験の試験種目		
	別得点、総合得点 <u>、</u>			│ │別得点、総合得点 <u>及</u>		
	総合順位並びに一定			び総合順位		
	の基準に達しない試					
	験種目名及び検査種					
	<u>目名</u>					
職員採用候	第1次試験不合格者	省略	職員採用候	第1次試験不合格者	省略	
補者(資格	に係る試験種目別得		補者(資格	に係る試験種目別得		
免許職)試	点、合計得点 <u>、順位</u>		免許職)試	点、合計得点 <u>及び順</u>		
験	及び一定の基準に達		験	位		
	しない試験種目名					
	第2次試験受験者に	省略		第2次試験受験者に	省略	
	係る第1次試験の試			係る第1次試験の試		
	験種目別得点、合計			験種目別得点、合計		
	得点及び順位並びに			得点及び順位並びに		
	第2次試験の試験種			第2次試験の試験種		
	目別得点、総合得			目別得点、総合得		
	点、総合順位並びに			点 <u>及び総合順位</u>		
	一定の基準に達しな					
	<u>い試験種目名及び検</u> 査種目名					
警察官(高	第1次試験不合格者	省略	警察官(高	第 1 次試験不合格者	省略	
校卒程度)採用候補者	に係る得点、順位並		校卒程度) 採用候補者	に係る得点 <u>及び順位</u>		
採用條	びに一定の基準に達 しない試験種目名及		採用條補有 試験			
HAN GOV	び検査種目名(愛媛		HPV TOTAL	(愛媛		
	県警察官を志望した			――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
	者に限る。)			者に限る。)		
	第2次試験受験者に 第2次試験受験者に	省略		 第2次試験受験者に	省略	
	第2次 武級支級首に 係る第1次試験の得			第2次		
	点及び順位並びに第			点及び順位並びに第		
						762

平成21年 3 月24日		<u> </u>	ξ :	是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	第2050号			
2 別総の験目をる第にびしび県者第係点2別総の験目をる第にびしび県者第係点2別総の験目をる第にびしび県者第係点2別総の験目をるが、得合基種名。 1 係にな検警に 2 る及次得合基種名の験目のでは、原準目(験、位に名愛し、試得定試種官の総並達及媛た不、順準程名・記様点の験目をあり、大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	省略	友 X		不	2 次 3 () () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 望 () 以 () 望 () 以 () 望 () 以	省 略	
				1				